要旨陳述（2024年1月16日期日）

控訴人ら訴訟代理人弁護士白より、控訴審において控訴人らから提出した、第３１準備書面について、その要旨を陳述します。

　本書面では、控訴人の主張の概要（全体像）を示し、その上で、先般提出された被控訴人準備書面１７に対する反論を行っております。

第１　主張の概要

１　控訴人主張の概要についてはまず、現代日本国憲法の基本原理から確認しました。

　　法律による行政の原理は、法治主義の基幹的法理であるところ、この法治主義は、私人の権利利益の保護のために存在するというのが、基本的人権の尊重を根本原理とした現代日本国憲法の立場です。

　　したがって、例えば「最高裁判決が既に出されているから」という理由で、その判決が私人の権利利益をないがしろにしているかどうかの実質的判断を経ることなく、更なる司法判断を重ねること、それにより基本権人権が害されるに至ることは、現代の日本国憲法が求めている法治主義の原理とはかけ離れた、戦前の法律の範囲内でしか人権を認めなかった「法律の留保」への回帰ともいうべき事態となります。
　その意味で、本控訴審において問題となっている原告適格を審査するにおいても、訴訟物たる本件裁決処分や、その前提としての本件撤回処分が、私人の権利利益との関係でどのような効果をもたらすものであるかが適切に理解されるべきであります。
　そして、本件で問題となっている、「撤回処分を取り消す裁決」の法的効果は、前提となる撤回処分を無きものとし、本件承認処分を復活させるものですので、その法的効果は、改めて私人（利害関係人）に対して一定の法的不利益が甘受されるべき、とするものでした。

２　そして、本件裁決は、本件撤回処分を無きものとし、「埋立法４条の要件を満たすことにより発生する本件承認処分」を全面的に復活させていることからすれば、当該処分（ここでは本件裁決）の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する第三者がどの範囲かを検討するに際しては、埋立法４条が定める要件全体を検討対象とすべきであります。
　この点、原告適格の一般的な理論は、複数の法的救済ルート、とりわけ民事訴訟（による運用ないし運航の差止め）という救済ルートの存在を前提として議論されていますが、米軍機による騒音に関する判例（最判１９９３年２月２５日民集４７巻２号６４３頁）が存在する現時点では、米軍機の運用ないし運航の差止めが認められる可能性は無いのであって、行政訴訟における原告適格を考慮するに際して、この点を無視することは適切ではありません。
　また、昨年６月９日の最高裁判例では、法令の文言の形式的解釈に拘泥せず、当該処分により設置される施設（同判例では納骨堂）の運用による影響を考慮した上で原告適格の判断がなされており、加えて、原告適格判断における審理のあり方についても、述べられています。
　これらの事情や、改正後の行政事件訴訟法９条の定めを考慮すれば、埋立法４条に記載する全て要件との関係を考慮するのは当然であって、その定めについて解釈するにあたっても、埋立法全体の定め方や、関連法令を考慮することはもはや異論を差し挟む余地はないものというべきです。

３　本件における「法律上の利益」（行訴法９条）に関する原判決の理解が誤っていることについては、控訴理由書やその後の準備書面、そして福井教授による意見書（甲１８９の１及び甲１８９の２）において、既に詳細に述べているとおりです。
　本準備書面では、２０２０年３月に下された那覇地裁決定（甲１８８）を参考にしながら、改めて本件における「法律上の利益」の適切な理解について述べております。
　特に、埋立法４条１項の３号要件並びに４号要件及びその委任を受けた技術的細目が、埋立地の用途における環境の保全や災害の防止にも関心を払っているという指摘や、埋立ての承認を申請された事業が、たとえ仮に埋立行為そのものによる環境保全や災害防止には十分配慮するものであったとしても、埋立地の用途におけるそれに配慮されていないときは、それ以前の埋立行為から認めないこととして、用途の不適切な埋立行為を制限しているものと解すべきであって、これらを踏まえると、１号要件もまた、さらに包括的な視点で、環境の保全や災害の防止の観点から埋立場所の選定が適正かつ合理的であるか（国土利用計画法１０条参照）などの点も含めて、埋立地の用途が適正かつ合理的でない場合には、埋立行為の着手自体を制限しようとする規定であると解されるべきとした那覇地裁決定の指摘は、正鵠を射たものであるといえます。
　この点、那覇地裁決定は、米統一施設基準も参考に原告適格の有無を判断していますが、そもそも米統一施設基準が「関係法令」に当たらなくとも、埋立法や関係法令によって導き出された「法律上の利益」（規範）に照らして、個々の控訴人に対する具体的検討（当てはめ）の段階で、米統一施設基準を参考に災害を受けるおそれについて検討することは、何ら不合理でないばかりか、災害防止の観点からはむしろ、この基準に照らした検討が必須であることはいうまでもないのであて、この点においても、那覇地裁の決定は極めて論理的かつ説得的な判断であったといえます。
　さらに、関係法令や侵害される利益の性質等を考慮すれば、本件における「法律上の利益」（行訴法９条１項）とは、「埋立地の周辺地域に居住する住民、ないし埋立地域及びその周辺において清浄な海洋環境を享受する者をして、違法な事業に起因する災害を受けず、又は公害によって健康、生活環境若しくは営業に係る被害を受けないという利益」と解するべきであることは、明らかであります。

４　以上を前提に、本書面では、個々の控訴人について原告適格が認められるべきことを述べています。

　　ここで強調しておきたいのは、災害を受けるおそれについて、福井教授が指摘するとおり（甲１８７の２・３３頁）、控訴人らは、建築基準法・名護市景観まちづくり条例に適合する限り、米統一施設基準に抵触するいかなる高さの建築物をも建築する権利を法的に有しているのであって、この点は、防衛省自身が認めている（甲１９０）という点です。
　すなわち、控訴人らは将来的に高さ制限に抵触する建造物を建築することが可能であって、そのような建造物が建築された場合、災害を受けるおそれがあることは明白ですから、控訴人らには原告適格が認められるべきであります。
　この点、特に、控訴人宮平秀子が現在所有する建物は、制限高さとの差は０．９７mに過ぎないのであって、同人については、将来災害を受けるおそれがあるばかりか、現時点においても災害を受けるおそれがあります。したがって、災害を受けるおそれについていえば、少なくとも控訴人宮平秀子については認められるべきであって、現在の建物と高さ制限との差が０．９７mに過ぎないことをとらえて、災害を受けるおそれがないかのように判断すること自体が極めて不合理であります。
　また、公害によって健康や生活環境に係る被害を受けるおそれについても、ここで強調しておきたいのは、民事訴訟上の本案勝訴要件を満たしていること、すなわちＷ値７５以上の被害が生じるおそれが主張立証されなければ、抗告訴訟では訴訟要件の段階で門前払いとされてしまうという事態は、原告適格の範囲を実質的に広げる趣旨で改正された現行の行政事件訴訟法が想定しているものとは、到底考えられないという点です。
　加えて、本件で問題となっている事業は、米軍基地の建設及び供用であるところ、当該事業が実施された後は、第三者行為論及び主権免除論によって民事上の差止めが認められないのですから、仮に本件事業が実施された後に、損害賠償請求における本案勝訴要件を満たすほどの被害、すなわちＷ値７５以上の被害が生じたとしても、それを実質的に止める方法はなく、周辺住民はその被害を受け続けなければならなくなることとの均衡を考慮しても、本件事業が実施される前である現段階において、原告適格の主張立証のために、民事上の本案勝訴要件を満たすことの主張立証を求めることは、不合理であると言わざるを得ません。
　さらにいえば、公害（騒音）によって生じる生活環境にかかる被害については、控訴人らの現在の生活環境も当然に考慮されなければならず、控訴人らが現在、近隣に飛行場が存在しない、自然豊かな環境で暮らしており、極めて静謐な生活環境が保たれていること、それにもかかわらず、辺野古大浦湾において新たに滑走路が２本も存在する飛行場が運用されることになり、しかも、民間航空機に比べて騒音がより大きく激しい米軍機が飛来することになること、現に控訴人らは、予測コンターですらＷ値７０の至近またはその直下に居住していることを考慮すれば、控訴人らが、公害（騒音）によって生じる生活環境にかかる被害を受けることは明らかです。

第２　被控訴人の主張に対する反論

以上を前提に、控訴人らは、被控訴人の主張に対する反論も述べています。

時間の都合上、網羅的な要旨陳述はできませんが、①被控訴人の主張は改正行政事件訴訟法の趣旨に反しており、その主張に従うことは、同法の改正部分を空集合にしてしまうこと、②被控訴人による埋立法の解釈は、行政事件改正前のような条文の文言に拘泥したものであること、③控訴人らは原審の段階から、予測コンターが信用性にもとること（実際にはより大きな騒音被害がもたらされる可能性があること）について具体的に主張立証しているのであって、これがなされていないとする被控訴人の主張は、原審から続く控訴人らの主張について正確に理解していないことの証左であることなどについて述べています。

第３　結語

したがいまして、裁判所におかれましては、原審から提出されている控訴人らの主張書面及び、行政事件訴訟法の改正に携わった福井教授による複数にわたる意見書や２０２０年３月に仮処分手続との関係で示された那覇地裁決定を含めた、控訴人ら提出証拠も詳細にご検討いただきまして、行政事件訴訟法改正の趣旨や近時の最高裁判例の傾向に沿った、原告適格に関する適切な検討を加えていただき、控訴人らの原告適格についてこれを認め、原判決破棄の判断をお示しいただくようお願いします。

以　上